

衝撃の事実!!

10人に7人が納め過ぎ?

相続税の還付手続き

相続税の申告期限から5年以内であれば
納め過ぎた相続税が戻ってくる可能性があります!

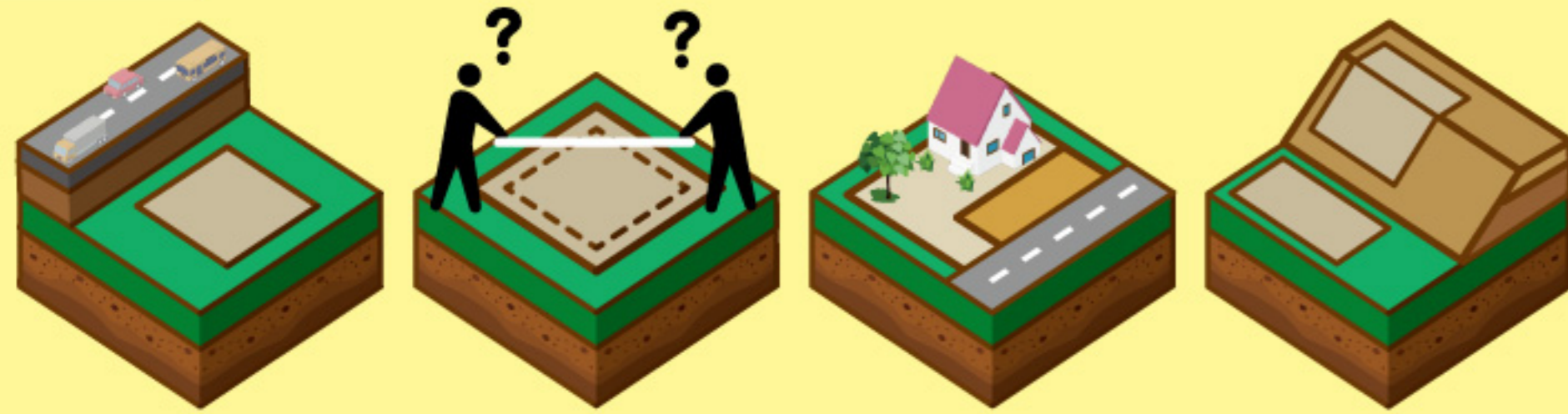
Q1 相続税の還付手続きとは?

「相続税の還付手続き」とは、相続税の申告期限から5年以内に、納め過ぎていた相続税の返還を求める手続きです。正式には「更正の請求」と呼ばれるもので、相続税を納めた方全員に認められた権利です(国税通則法23条)。

Q2 相続税がなぜ戻ってくるの?

相続税評価の中でもっとも難しいとされるのが土地評価。土地は個性が強く、不動産関係法規や権利関係が幾重にも折り重なることで、評価が複雑となり、評価者ごとに評価額が異なりやすいと言われています。相続税と土地評価に精通した専門事務所の観点を入れることで、当初とは異なる、評価額が算出される可能性があります。

Q3 過大評価されやすい土地は?



道路と高低差のある土地
縄延び縄縮みの大きい土地
開口の狭い土地
崖地傾斜地

当社では上記以外にも過大評価がおきやすい土地の事例を数多く有しています。

「完全成功報酬」だから始めやすい!

専門スタッフが還付の可能性を「**無料診断**」いたします。
減額がなければ報酬は一切いただきません。

お問い合わせ・ご相談はこちら 受付時間 平日 9:00-18:00 (土・日・祝日除く)

TEL 080-2881-4845



まずはご自身の資産の
現状把握を一緒にしませんか。

相続対策相談
お問合せは黒住まで

ファイナンシャルプランナー
黒住 恵里

TEL 080-2881-4845

ホームページからもお問合せができます

https://e-kurozumi.net/

スマホからQRコード読込でホームページをご覧ください)))



〒700-0953 岡山県岡山市南区西市855-1
受付時間 / 平日 9:00-18:00 (土・日・祝日除く)

協力会社様

相続税・土地評価のご相談

フジ相続税理士法人

株式会社 フジ総合鑑定 ☎0120-39-3704

ホームページも御覧ください
https://fuji-sogo.com
soudan@fuji-sogo.com

〒532-0003 大阪府大阪市淀川区宮原5-1-3 NLC新大阪アースビル607・709(総合受付)
TEL.06-6151-3721 FAX.06-6151-3723
税理士法人登録:東京税理士会 第1238号 / 名古屋税理士会 第1238・2号 / 近畿税理士会 第1238・1号

遺言書作成・独身者様の相続相談

司法書士 行政書士 つじ相続法務事務所

〒700-0953 岡山市南区西市146-30
FAX.086-259-1318 TEL 086-259-1308

知らなきゃ 確実に損

相続の新常識

知らずにびっくり
モメてがっかり

損しない遺産相続を
私たちが徹底サポートします!



「相続対策のエキスパート」がズバッと解決!!

不動産相続対策 認知症対策

ファイナンシャルプランナー
黒住 恵里

自身の経験に基づいて
ご相談者さまに寄り添った
相続対策をご提案!

AFP(日本FP協会認定)相続診断士
生命保険・変額保険募集人資格
(一社)相続・事業承継コンサルティング協会 会員



遺言書作成 おひとり様の (おふたり様) 相続相談

司法書士 行政書士
つじ相続法務事務所
辻 徹

おひとりさまの老後の不安・
遺言書作成を解決いたします!



相続税の 土地評価

フジ相続税理士法人
株式会社 フジ総合鑑定

田尻 祐樹

相続税や土地評価に関する
あらゆるお悩みに対し
様々な解決方法をご提案!



相続での失敗しない不動産対策 とっておきの方法教えます!!

法人化による相続対策が鉄則

法人を利用した節税、お金の残る経営を目指します

不動産管理会社設立後の 運営のお手伝いをします!

介護費用対策

認知症資産凍結の解決サポート

あなたも他人事ではないっ!!

認知症で銀行口座凍結!

今や誰にでも起こりうるリスク「認知症」

生前・死後の相続対策サポート

遺言書
作成

任意後見
契約

財産
管理委任
契約

死後
事務委任
契約

財産管理委任契約で老後の不安に備えませんか?

もし動けなくなったら、自分で
できない手続きはどうする?

財産管理委任契約、任意後見契約を
結んでいたら、老後は大丈夫?

老後の不安でお悩み・ご質問に分かりやすく丁寧にお答えします。

このようなお悩みにもお応えします!

「争族対策」は正しい遺言作成から!
遺言ってどうすればいいの?
自分が認知症になったときの財産管理って誰に相談するの?
遺言でどんなことができるの?
後見人って家族でもなれるの?
元気なうちに取り組むべき対策とは?

信頼できる親族がいない方、身寄りのない方は、
「死後事務委任契約」をお勧めします。
ご相談者様の実情に合わせて、適切な生前対策をご提案します。

相続税を抑える「カギ」は 適正な土地評価

土地に強い相続専門税理士と相続に強い不動産鑑定士が
あなたに「安心・満足・喜び」をお届けします!

将来、相続税のかかる可能性のある方へ

相続対策シミュレーション

相続対策を行う上でもっとも重要なのが土地評価。
適正な土地評価を基に予想相続税額を把握することで、
無駄な対策を省くことができます。

もし相続が発生したら...

相続税申告

不動産鑑定スタッフによる「評価チェック付き申告システム」を
採用! 適正な土地評価で相続税を抑えることが可能です。
申告の要否を無料で診断!!

相続税を納めてから5年以内の方へ

相続税還付手続き

土地の評価を見直すことで、
納め過ぎた相続税が戻ってくる可能性があります!

詳しくはこの面の裏をご覧ください